

保育所における社会的養護機能の再検討

黒澤 祐介

1. はじめに

厚生労働省の「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会および社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」が平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、「社会的養護の施策の対象となる子どもが、親に育てられない子どもから、虐待や障害、DV被害の母子への支援など変化してきているが、その役割や機能の変化にハード・ソフトの変革が遅れている」ことが指摘されている¹⁾。さらに、親子分離に至らないケースでは、地域の中で継続して暮らしていける支援をするべきと述べられている。

困難を抱えた親子や養育を必要とする親子に対しては、施設内でのケアだけでなく、地域社会内の機関や施設などの社会資源、あるいは人的な資源を活用して、地域でケアを行っていく必要がある。その際に、地域でのケア、養育を誰が担うのかと考えれば、地域社会において最も身近な子育て支援の施設は保育所であり、今後は保育所での養護的な機能の発揮がより必要とされてくることが予想される。

そこで、本論においては保育所での養護的機能の再検討とともに、保育士へのアンケート調査を通して、保育所、保育士が直面している「養護」に対する現状と課題を考えていく。

2. 社会的養護の現状

従来までの社会的養護は、児童養護施設や乳児院などの「施設養護」を中

心として制度化されてきた。近年では、里親やファミリーホームなどの「家庭養護」が推進されてきているが、いずれにしても、公的責任で家庭に代わり養育を行う「養育機能」が社会的養護の中心となってきている。

一方で、「社会的養護の課題と将来像」においては、社会的養護は「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである」とされている。また、社会的養護の三つの機能として、①家庭での適切な養護を受けられない子どもを養育する「養育機能」、②虐待等の適切な養育が受けられなかったことにより生じた発達のゆがみや心の傷を癒し、回復させ、適切な発達を図る「心理的ケア機能」、③親子関係の再構築等の家庭環境の調整、地域における子どもの養育と保護者への支援、自立支援、施設退所後の相談支援などの「地域支援等の機能」があげられ、「社会的養護と一般の子育て支援施策は、一連の連続性を持つものであり、綿密な連携が必要である」とされている。このように、現在では入所を中心とする「養育機能」とともに、「家庭支援」や「地域支援」が社会的養護の中核の機能と位置づけられている。

しかしながら、「社会的養護の課題と将来像」で述べられている、「家庭支援」あるいは「地域支援」の内容は、社会的養護施設等の施設機能を地域に分散し、養護施設を地域の拠点にすることや、家庭支援専門相談員や里親支援担当職員などが施設の地域支援機能を担うことなど、養護施設の地域化への展望に対する指摘が中心となっている。あるいは、養護施設に児童家庭支援センターを標準装備し、施設と地域の連携の強化への展望が述べられているにすぎない。

一方で、子ども・子育てをめぐる環境は変化してきており、社会的養護はかつては親に養育能力のない子どもへの施策であったが、現在は虐待を受けた子どもや、障害のある子ども、また、DV被害の家庭への支援まで求められている。このように、養護を必要とする子どもや家庭の背景は多様化、複雑化してきており、親子分離による「家庭養護」や「施設養護」に至らない

段階での「相談支援」の対策が重要となってきている。つまり、いわゆるグレーゾーンの家庭への対応が喫緊の課題であり、その際の方策として「社会的養護の課題と将来像」では、市町村の児童家庭相談や一般の子育て支援事業等による対策や、社会的養護との連携が必要であると示されているのである。

3. 保育所における養護機能

「社会的養護の課題と将来像」で多様な家庭の困難さに対応するために、「一般の子育て支援事業等」と連携を行う必要が述べられている様に、現在では、市町村の施策としての子育て支援から、NPOや大学等による子育て支援まで、数多くの子育て支援事業が展開されている。また、児童福祉関連施設では児童館や保育所においても子育て支援事業が行われている。特に、施設や職員の数や規模で考えてみれば、最も地域で身近な子育て支援を期待される機関としては、当然保育所の存在があげられる。

そもそも、保育所保育指針では、保育所の特性として「養護と教育を一体的に行う」と明確に記載され、保育の「ねらい」及び「内容」についても「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」の両面が示されている²⁾。しかし、現実的にはこれまでの保育所では入所児童への教育の機能が重視されてきた。子どもの年齢ごとの発達に応じた集団づくりや保育内容の検討、また、生活支援という点においても、日常生活の自立という側面に注視してきたことはいなめない。鯨岡は「子どもの存在を喜ぶ」、「子どもの思いを受け止める」などの「養護の働き」が、子どもの心の育ち、自己信頼感や自己肯定感の育ちには欠かせないと指摘する一方で、こういった「養護の働き」が保育において弱体化しつつあり、大人主導の強引な「教える」「させる」を基本にした「教育の働き」が強調されるようになってると述べている³⁾。鯨岡の指摘するように、本来は養護的機能と教育的機能は両輪として、あるいは養護的機能が基礎となって、保育をすすめるべきではないが、そのバランスが崩れてきていたのが近年の保育界であったよう

に感じる。

しかしながら、家庭環境や社会情勢の変化は、児童養護施設等への影響と同じように保育所にも大きな影響を与えてきている。たとえば、平成24年5月に京都市がまとめた「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」においては、保育所には「子どもの最善の利益に基づき、多様な利用者ニーズに応え、入所児童の保育や保護者への支援に取り組むとともに、地域における最も身近な子育ての専門機関として、すべての子どもとその家庭を支援する拠点的な役割を果たすことが求められている」と、入所児童とその保護者への支援だけでなく、地域の家庭への支援の役割が述べられている。京都市での具体的な施策としては、保育所における子育て相談や園庭開放だけでなく、専任の保育士を配置した地域子育て支援拠点事業を実施し、地域の子育て家庭の中の養育不安の保護者や気になる子どもの支援のための家庭訪問などを実施している⁴⁾。

また、京都市では公立保育所においては、障害のある子どもや虐待を受けた子どもなどの受け入れが民間保育園を上回る状況にある。障害児の受け入れ割合は民間保育園が2.86%であるのに対し、京都市営保育所では7.74%となっており、虐待を受けた子どもの受け入れ割合は民間保育園が1.18%であるのに対し、京都市営保育所では2.32%となっている。このように、特に公立保育所においては、社会的養護の必要性が認められる子どもの保育を民間保育園より積極的に受け入れている状況があり、まさに養護と教育が一体となった保育実践がすでに喫緊の課題となっている。

4. 養護に関連する保育士の意識

保育所保育指針では、「養護」とは「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」とされている。とりわけ、家庭での養育に困難を抱える子どもの場合、保育所において子ども同士の信頼関係づくりの前に、まずは保育士が子どもをまるごと受け止めるということが必要になることが少なくない。信頼し認め合える特定の他者との関係を基礎

にしながら、子どもたちは複数の他者との関係を築いていける。保育士は虐待などを受けた子どもたちにもクラスの中での友だちや集団づくりをしてほしいと願うが、一足飛びに複数の他者との関係を結ぶことは難しく、まさに「養護」として対象児の情緒の安定を図る関わりを必要に応じて一対一の関係から保育士が行いながら、同時に「教育」や集団づくりを行っているのである。

このように考えてみれば、保育所における「養護」の実践の難しさは、決して他の児童養護関連施設、機関の抱える子どもたちへの対応の難しさとは何ら変わることなく、むしろ「養護と教育を一体として」同時並行的に教育や集団づくりも行っていかなければならず、見方によっては保育士にはより高い次元（あるいは異なった次元）での「養護」の専門的な力量が求められているとも考えられる。

では、このような現在の複雑化した「養護」の問題を、保育士はどのように捉えているのだろうか。筆者は保育士の悩み等のアンケート調査を、2013年8月に実施した。詳細は下記のとおりである。

- 調査対象：京都市営保育所、常勤保育士
- 調査方法：京都市保育課長を通じて各保育所にて直接配布・郵送による回収
- 配布数：409
- 標本数：221（回収率 54.0%）
- 調査期間：2013年8月

アンケート紙で「養護」が必要な子どもと考えられる、「発達障害など発達上に困難のある子ども」「家庭環境に困難のある子ども」「気持ちに寄り添うのが難しい子ども」の対応への悩みを、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4件法で調査した。

結果、「発達障害など発達上の困難のある子どもの対応」に悩みがあると答えた保育士の割合は70%（図1）、「家庭環境に困難のある子どもの対応」に悩みがあると答えた保育士の割合は67%（図2）、「気持ちに寄り添うのが難しい子どもの対応」に悩みがあると答えた保育士の割合は65%（図3）と、

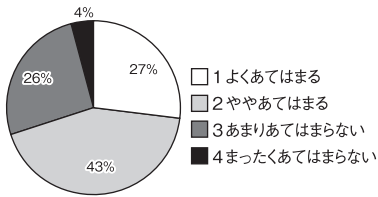


図1 発達障害など発達上の困難のある子どもの対応に悩みがある

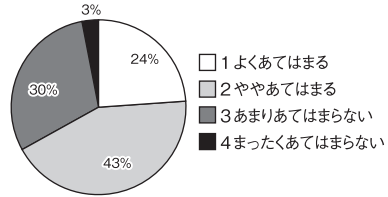


図2 家庭環境に困難のある子どもの対応に悩みがある

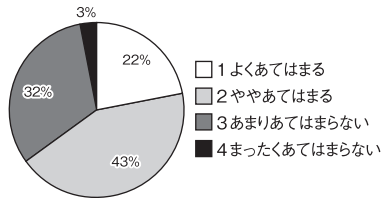


図3 気持ちに寄り添うのが難しい子どもの対応に悩みがある

半数以上の保育士が「養護」が必要だと考える子どもの保育に悩みを抱えていることが明らかになった。

また、保育者の年齢を30歳以下の若手と、31歳以上の中堅からベテランに分けて、各項目とクロス集計を行った。

まず、「発達障害など発達上の困難のある子どもの対応」の悩みがあると回答した30歳以下の保育士は79.2%にもなっており、特に「よくあてはまる」という回答は31歳以上では19.6%だが、30歳以下では34.2%と高い割合を示している(表1)。

次に、「家庭環境に困難のある子どもの対応」の悩みがあると回答した30歳以下の保育士は73.8%であり、特に「よくあてはまる」と回答した保育士は31歳以上では15.0%だが30歳以下の保育士では33.3%と、2倍以上の回答率となっている(表2)。

同様に、「気持ちに寄り添うのが難しい子どもの対応」の悩みがあると回答した30歳以下の保育士は72.9%となっており、中でも「よくあてはまる」

表1 年齢と発達障害など発達上の困難のある子どもの対応に悩みがあるのクロス表

		発達障害など発達上の困難のある 子どもの対応に悩みがある				合計
		よくあて はまる	ややあて はまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	
年齢 30歳以下	度数	38	50	22	1	111
	年齢の%	34.2%	45.0%	19.8%	.9%	100.0%
31歳以上	度数	21	45	33	8	107
	年齢の%	19.6%	42.1%	30.8%	7.5%	100.0%
合計	度数	59	95	55	9	218
	年齢の%	27.1%	43.6%	25.2%	4.1%	100.0%

表2 年齢と家庭環境に困難のある子どもの対応に悩みがあるのクロス表

		家庭環境に困難のある 子どもの対応に悩みがある				合計
		よくあて はまる	ややあて はまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	
年齢 30歳以下	度数	37	45	28	1	111
	年齢の%	33.3%	40.5%	25.2%	.9%	100.0%
31歳以上	度数	16	49	36	6	107
	年齢の%	15.0%	45.8%	33.6%	5.6%	100.0%
合計	度数	53	94	64	7	218
	年齢の%	24.3%	43.1%	29.4%	3.2%	100.0%

表3 年齢と気持ちに寄り添うのが難しい子どもの対応に悩みがあるのクロス表

		気持ちに寄り添うのが難しい 子どもの対応に悩みがある				合計
		よくあて はまる	ややあて はまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	
年齢 30歳以下	度数	34	47	29	1	111
	年齢の%	30.6%	42.3%	26.1%	.9%	100.0%
31歳以上	度数	14	46	41	6	107
	年齢の%	13.1%	43.0%	38.3%	5.6%	100.0%
合計	度数	48	93	70	7	218
	年齢の%	22.0%	42.7%	32.1%	3.2%	100.0%

と回答した保育士は31歳以上が13.1%であるのに対し、30歳以下では30.6%と高い回答率を示している(表3)。

「発達上の困難のある子ども」と「家庭環境に困難のある子ども」と「気持ちに寄り添うのが難しい子ども」は当然同列に語ることはできず、それぞれの困難さとその対応の内実や質はそれぞれ異なるものではあるが、この調査結果からは大多数の保育士がこれら養護を必要と考えられる子どもの保育に強い悩みを抱えており、特に若い保育士に顕著であることが明らかになっている。

この結果は、養護を必要と考えられる子どもの求める保育、あるいは「養護的機能」としての保育の内実が、子ども一人ひとりの心の内面に向かうものであることに起因していると考えられないだろうか。養護的機能としての保育では一般的な保育の方法論や技術だけでなく、一人ひとりの子どもの人格の捉え方や、あるいは保育士自身の保育者としての人格の形成が必要とされるのであり、そういった子どもあるいは自らの内面を捉える力量の形成には一定の熟練した経験が必要であると考えられる。

5. 保育士による保護者、地域支援

次に、養護の原問題である子どもたちの家庭の状況について、保育士を取り巻く現状はどのようになっているだろうか。家庭環境の困難さは、虐待が疑われるケースだけでなく、母子・父子家庭や貧困家庭、また親の精神疾患、あるいは複雑な家族構成など、子どもの人格形成に多大な影響を及ぼす要因が多種多様に存在する。しかしながら、それらマイノリティの家庭が必ずしも養護の必要な家庭ということにはならない。少なくとも、保育所で問題となるのは、子どもが保育士や友達と愛着形成や仲間づくりを行っていく際に生じる困難さや、不適切な養育環境を起因とする子どもの問題行動と思われる様々な行為であろう。筆者は数箇所の保育所で毎週保育カンファレンスを行い、保育士たちと保育の悩みについて話し合っているが、たとえば、言葉が豊かになってくる2歳から4歳あたりでは、保育士や友達とのやり取

りの中で子どもの粗暴な言葉や乱暴な振る舞い、またそれと表裏一体の子どもの自己肯定感や自己信頼性の低さをどのように理解し、対処していけばいいのか、という悩みが数多くあげられる。もちろん、すべてが家庭での養護の問題と直結するというケースばかりではなく、子どもの発達上の困難さによる認知の力や言語の力の弱さが起因となっていたり、クラス運営の方法に課題があったりという原因が疑われる場合もある。しかし、やはり、子どもたちの粗暴な行為や低い自己肯定感の要因のひとつには、家庭背景がうかがわれることも多い。もしくは、単一の要因によって子どもの姿が現れているのではなく、複数の要因が折り重なっているとみえる。

そうした場合に、保育士への対処としては子どもの発達力を丁寧に捉え、発達課題や発達要求の異なる子どもたちに一人ひとり応えながらも集団として包摂していけるクラスづくりを行うだけでなく、やはり、家庭への支援が必須となってくる。

前章で養護が必要と考えられる子どもの対応に関しては、若い保育士の方がベテランの保育士よりも悩みを抱えていることを明らかにしたが、家庭支援あるいはもう少し射程を広げての地域支援への保育士の思いはどのようになっているのだろうか。前章で取り上げたアンケート調査で、研修の要望についての質問も行っているため、その結果から考えてみたい。

前章と同じく、30歳以下と31歳以上に分けてどのような研修が受けたいか、「保育や遊びの指導法、技法（ゲーム・リズム・造形など）の研修を受けたい（表4）」「発達障害についての研修を受けたい（表5）」「保護者への対応についての研修を受けたい（表6）」「地域支援、地域連携についての研修を受けたい（表7）」の4つの項目を比較してみる。

まず、「保育や遊びの指導法、技法（ゲーム・リズム・造形など）」は、「よくはてはまる（とても受けたい）」と回答した保育士が全体で47.9%、30歳以下で65.8%、31歳以上で29.2%となった。「発達障害について」は全体で42.9%、30歳以下で50.5%、31歳以上で34.9%であった。「保護者への対応」は全体で26.7%、30歳以下で32.4%、31歳以上で20.8%であった。最

表 4 年齢と保育や遊びの指導法、技法（ゲーム・リズム・造形など）の研修を受けたいのクロス表

		保育や遊びの指導法、技法（ゲーム・リズム・造形など）の研修を受けたい				合計
		よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	
年齢 30歳以下	度数	73	35	3	0	111
	年齢の%	65.8%	31.5%	2.7%	0.0%	100.0%
31歳以上	度数	31	61	13	1	106
	年齢の%	29.2%	57.5%	12.3%	0.9%	100.0%
合計	度数	104	96	16	1	217
	年齢の%	47.9%	44.2%	7.4%	0.5%	100.0%

表 5 年齢と発達障害についての研修を受けたいのクロス表

		発達障害についての研修を受けたい				合計
		よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	
年齢 30歳以下	度数	56	44	11	0	111
	年齢の%	50.5%	39.6%	9.9%	0.0%	100.0%
31歳以上	度数	37	47	20	2	106
	年齢の%	34.9%	44.3%	18.9%	1.9%	100.0%
合計	度数	93	91	31	2	217
	年齢の%	42.9%	41.9%	14.3%	0.9%	100.0%

表 6 年齢と保護者への対応についての研修を受けたいのクロス表

		保護者への対応についての研修を受けたい				合計
		よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	
年齢 30歳以下	度数	36	58	16	1	111
	年齢の%	32.4%	52.3%	14.4%	0.9%	100.0%
31歳以上	度数	22	55	27	2	106
	年齢の%	20.8%	51.9%	25.5%	1.9%	100.0%
合計	度数	58	113	43	3	217
	年齢の%	26.7%	52.1%	19.8%	1.4%	100.0%

表7 年齢と地域支援、地域連携についての研修を受けたいのクロス表

		地域支援、地域連携についての研修を受けたい				合計
		よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	
年齢 30歳以下	度数	10	59	37	5	111
	年齢の%	9.0%	53.2%	33.3%	4.5%	100.0%
31歳以上	度数	20	47	37	2	106
	年齢の%	18.9%	44.3%	34.9%	1.9%	100.0%
合計	度数	30	106	74	7	217
	年齢の%	13.8%	48.8%	34.1%	3.2%	100.0%

後に、「地域支援、地域連携」は全体で13.8%、30歳以下で9.0%、31歳以上で18.9%であった。

単純な比較結果をみれば、指導法や発達障害についての知識、技能的な研修の方が、保護者対応や地域支援よりも高く望まれていることがわかる。特に、30歳以下では指導法の研修ニーズが高く、31歳以上とはかなりの意識の差があるといえる。若手の保育士は日々の保育業務を円滑にすすめるための基礎的な力量形成がまず必要であり、この結果はある種当然のことであるといえる。

注目すべき点は、保護者対応や地域支援への研修ニーズの低さである。特に、若手の研修ニーズの低さが、指導法や発達障害の理解と比較した時に顕著である。前章での悩みの調査では、若手の保育士の方が養護の必要と考えられる子どもの保育に悩みが高いという結果が出ており、保育実践の中でも家庭や保護者への悩みの声が聞かれるにも関わらず、研修ニーズは低い。これは、先にも述べたとおり、若手の保育士では基礎的な子どもに対する保育の技術の習得が優先的な課題となっており、保護者やさらに広げての地域支援まで視野が広がっていないのではないか。

また、「保護者への対応」では30歳以下の保育士と31歳以上の保育士での研修ニーズの差が小さくなり、「地域支援」に関しては31歳以上の保育士の方が若手保育士よりも研修ニーズが高いという結果が出ている。この結果

をどのように捉えることができるであろうか。「保育の指導法や技法」や「発達障害について」の知識は、経験と学びとともに子どもに対して必要十分な力量が形成される、もしくは必要十分な技能や知識の到達点をはっきりとしているので、年齢が上がるほど研修ニーズは低くなるのではないだろうか。一方で、「保護者への対応」や「地域支援」については、こうなればいいという明確な到達点はみえづらく、ベテラン保育士といえども新たな知識や技能の習得、学びが必要になっていると考えられる。当然、積み重ねてきた経験や年齢によって異なるだろう保育士としての保育所内での、あるいは自身の心構えとしての、保育者としての立ち位置が異なっていることを考慮すれば、ベテラン保育士の方が若手に比べて、地域の親子への関心を強く持つであろうことはいうまでもないであろうが。

いずれにせよ、「保護者への対応」や「地域支援」といった、保育の中でも社会的養護に関わる分野についての学びは若手にも当然必要であり、中堅からベテランになっても継続して学んでいかなければいけない課題であるといえる。

6. おわりに

「養護」の社会的な意義や役割が変化している中で、保育所における「養護機能」を今一度みなおさなければならない。本論での調査で明らかにしてきたように、これからの保育界を担っていく若い保育士は、どうしても「教育的機能」の習得や向上に意識が向きやすい。しかし、一步間違えば子どもたちの心の発達、成長をやせ細らせてしまうような、教育重視の保育になりかねない危険性もある。「養護」と「教育」を両輪として保育者が専門的力量をつけていくために、保育所内外での効果的な研修の方法を今後は考えていかなければならないだろう。「養護的機能」の力量をつけることは、一朝一夕にはいかず、実践と学びとを繰り返していかなければならない。

また、若く、感受性の豊かな保育士ほど、子どもや保護者の気持ちを感じることができるのだが、どのように受け止め対応していけばいいのかわから

ず失敗をしてしまった時に、保育者としての自分に自信をなくし、保護者への対応が苦手だという気持ちがより強くなってしまふことが往々にしてある。若い保育士が「養護的機能」の専門性を獲得していく過程においては、知識や技術の獲得だけでなく、管理職を含め同僚からの心理的、手段的なサポートが必須のことに思える。保育者同士での協同をベースとして、保護者とも手を取り合いながら、困難を抱える家庭への支援をすすめていくことが、真の意味での親子分離ではない「養護」のあり方ではないだろうか。

註

- 1) 厚生労働省 (2011) 「社会的養護の課題と将来像」2011年7月発表 厚生労働省 homepage (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz.html>) (2013年10月現在)
- 2) 厚生労働省編 (2008) 『保育所保育指針解説書』フレーベル館
- 3) 鯨岡峻 (2013) 『子どもの心の育ちをエピソードで描く——自己肯定感を育てる保育のために——』ミネルヴァ書房
- 4) 京都市 (2012) 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」2012年5月発表 京都市 homepage (<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/cmsfiles/contents/0000137/137599/pabukome.pdf>) (2013年10月現在)

(本学任期制助教 社会福祉学)